

保険料賦課の見直しについて

(1) 被用者保険における標準報酬月額の上下限の見直しについて

- 現在、等級の分布に大きなバラツキがあり、最高等級及び最低等級については、その上下の等級と比べて多くの被保険者が該当している。

※ 政管健保の実績値を見た場合、第2等級及び第3等級並びに第27等級から第38等級までは、全体に占める場合が1%を下回る一方、最低等級の第1等級及び最高等級の第39等級については、1.5%を超えているところ。

- このような実態に鑑み、最高等級の追加に係る規定を見直すこととし、あわせて、下限についても、上限と同様に、賃金の実態に鑑み見直すこととする。

現行の上限	98万円	→	見直し後	121万円
現行の下限	9.8万円	→	見直し後	5.8万円

- 改定の対象となる者の標準報酬月額については保険者が改定することとなっている。この改定による標準報酬月額は平成19年4月1日から平成19年8月31日まで(改正法附則第10条、第11条)

(2) 賞与の保険料賦課上限額の見直しについて

- 標準報酬月額の上限の見直しに伴い、賞与の保険料賦課上限額を見直す。
- 公平性の確保の観点から、賞与の保険料賦課上限額については、1回の支給額ごとに基準を設けず、年間賞与総額についての基準を設ける。

現行の上限額	1回当たり200万円	→	見直し後	年間540万円
--------	------------	---	------	---------

※ 年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

※※平成19年10月前の賞与に係る保険料の納付については、なお従前の例による。

見直し後の標準報酬等級表

- ① 上限等級について
最高等級に属する者の割合を1%を超える水準とする

等級	標準報酬	報酬月額	被保険者全体に占める割合
現39(43)	980,000	955千円以上 1,005千円未満	0.35%
40(44)	1,030,000	1,005千円以上 1,055千円未満	0.10%
41(45)	1,090,000	1,055千円以上 1,115千円未満	0.12%
42(46)	1,150,000	1,115千円以上 1,175千円未満	0.07%
43(47)	1,210,000	1,175千円以上	1.00%
			現第39等級 1.64%

- ② 下限等級について
労働時間と労働日数のそれぞれが3/4のパート労働者について想定される最低賃金の実態が反映される水準まで引き下げることとし、上限の拡大幅と同じく4等級追加する(事務等を勘案し10,000円刻みとする)

等級	標準報酬	報酬月額	被保険者全体に占める割合
新1	58,000	63千円未満	0.11%
新2	68,000	63千円以上 73千円未満	0.04%
新3	78,000	73千円以上 83千円未満	0.13%
新4	88,000	83千円以上 93千円未満	0.18%
新5(現1)	98,000	93千円以上 101千円未満	1.00%
			現第1等級 1.46%

※ 平成17年10月7日時点の政管被保険者数及び組合被保険者数推計

※ パートの被保険者について想定される最低賃金月額

$$(4,864(\text{注1}) \times 3/4) \times (20,6(\text{注2}) \times 3/4) = 56,361.6\text{円}$$

注1: 4,864 = 608円(平成17年最低賃金時間額(佐賀、宮崎他6県)) × 8(1日当たり所定労働時間)

注2: パートタイム労働者以外の一般労働者の平均月間出勤日数(出典:平成15年毎月勤労統計調査)